

伊丹市総合教育会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定により設置する、伊丹市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）について、法第1条の4第9項の基づき、その運営に関し必要な事項を定める。

(招集)

第2条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、予め、日時、場所及び協議・調整を行う事項等を教育委員会に通知する。

2 教育委員会が、法第1条の4第4項の規定に基づき、市長に対して総合教育会議の招集を求めるときは、協議すべき具体的な事項を示した「伊丹市総合教育会議招集願」を提出するものとする。

(意見の聴取)

第3条 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要と認めるときは、関係者又は学識経験を有するものから意見を聞くことができる。

(会議の公開)

第4条 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができる。

(議事録の作成及び公表)

第5条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開催した日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議・調整が行われた事項及び内容
- (4) その他必要と認める事項

2 議事録は、公表する。ただし、個人の秘密を保つため必要があるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公表とすることができる。

(事務局)

第6条 総合教育会議の事務局を総合政策部政策室に置く。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

付 則

この規程は、平成27年4月2日から施行する。

付 則

この規程は、令和6年8月30日から施行する。